

市役所移転が必要な主な理由

昨年、市役所移転に必要な条例案（3分の2以上の賛成が必要）は賛成16、反対10で否決されましたが、市民の皆様にとって必要な事業であることから、引き続き、議会で可決いただけることを目指して取組を進めています。

理由

1

災害時の対策

- ・震度6クラスの地震発生後に業務を継続できる耐震性がない
- ・発災時、国や他の自治体などからの応援を受け入れるスペースがない

理由

2

施設の老朽化

- ・築50年以上が経過し、建物そのものや、空調・給排水などの設備の老朽化が進んでいる

理由

3

施設内のスペース不足

- ・来庁者の待合スペースが狭く、通路幅なども不十分（車いすの通行などにも支障がある）

理由

4

現在地での再整備が困難

- ・条例により建物の高さが10m以下に制限されている
- ・埋蔵文化財包蔵地であるため地下工事への制限がある



移転後の市庁舎現在地は？

行政機能は引継ぎ、
中央図書館、鎌倉生涯学習センター、NPOセンター
を複合化し、市民が集う『鎌倉の拠点』とします！

行政機能については、
現在の市役所1階で対応している主な手続や相談をはじめ、
「できない手続はない」状態を目指します！

＼ 現在地の活用後に対応予定の主な手続・相談など /

- 証明書発行、転出入届などの各種手続
- 市税関係諸証明等の交付手続、納付に関する相談など
- 児童手当の手続、子育て相談など
- 高齢者福祉、障害福祉に関する相談など
- ごみ処理機購入費助成、転入時のごみの分け方・出し方案内など
- 地域活動支援、自治会・町内会の相談など
- くらしと福祉の相談窓口のような生活に関わる相談など

鎌倉市 まちづくり計画部 市街地整備課庁舎整備担当 TEL.0467-23-3000

